

事後評価シート

主管課長：環境経済課長

| | |
|------------------|---|
| 施策名 | - 4 - (1) 経済活動における環境配慮の徹底 |
| 施策の概要 | <p>今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難。このため、以下の施策を進める。</p> <p><u>経済的手法の活用</u> 経済的手法は、市場メカニズムを通じて経済的インセンティブを与えることにより環境保全を図る有効な手法である。現在、導入に係る課題の解決に向けた専門的な検討を行うとともに、導入可能な分野から税制のグリーン化や税制上の優遇措置などの経済的措置を順次導入してきているところである。 この経済的手法の更なる導入を進めるため、環境保全上の効果の有無、国民経済に与える影響を把握、環境政策上の位置付けを明確化していく。</p> <p>経済的手法のうち、補助金に関しては、環境基本計画において、補助金全般に関して環境負荷の減少に資する方向への移行に努めることとされており、また、OECDから、環境保全成果レビューの中で、引き続き環境保全に悪影響を与える分野別補助金を削減することとの指摘を受けている。</p> <p><u>事業者の自主的な環境保全活動の推進</u> 事業者の自主的・自発的な環境保全に資する取組を促進するため、 1)企業行動について環境配慮を織り込むための手法や取組内容の評価手法を開発・普及する（手法検討）。 2)事業活動に係る環境情報を広く開示させることを進め、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価されるような社会システムを構築する（社会的基盤整備）。</p> |
| 目標及び指標 (参考指標) | <p>経済的手法や事業者が自主的に環境配慮を行う仕組み等を通じて、経済活動における環境配慮の徹底を図る。</p> <p><u>「経済的手法の活用」に係る下位目標</u> 税制優遇措置や税、課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じていく。 また、各分野の補助金による環境への影響についての調査検討を行い、引き続き、環境負荷の減少に資する方向への移行に努める。</p> <p><u>「事業者の自主的な環境保全活動の推進」に係る下位目標</u> 環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う活動の把握、公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムが構築され、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されることを目的とする。 最終的には、大手企業（1部及び2部上場企業約2,600社、従業員500人以上の非上場企業約3,700社、合計6,300社）の全てにおける実施を目指</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>す。</p> <p>また、中小企業の環境保全対策を促進するため、地方公共団体との連携や認証付与など、環境活動評価プログラムの普及促進体制を整備し、最終的には8万社程度への普及を想定している。</p> |
| <p>目 標 の 達成状況</p> | <p><u>「経済的手法の活用」に係る目標の達成状況</u></p> <p>再商品化設備、環境保全に資する施設等に係る税制上の優遇措置を継続するとともに、平成14年4月から、新たに次の措置を導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再商品化設備等の特別償却制度について、実用化のめどがついた食品循環資源のメタン化設備等及び廃木材乾燥熱圧装置を対象設備に追加 ・自然公園内の私有地における自然風景地の保全を図るため、自然公園法に「風景地保護協定」を位置付け、この協定が締結された土地に係る相続税については、当該協定による制約に応じた適切な対応等を予定 ・土壤汚染対策法制度の円滑な運用を図るための基金に対する拠出金について、損金算入等の特例措置を新設 <p>また、平成13年10月、地球温暖化対策税制について、我が国の実情にあった具体的制度面の検討を行うため、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会の下に「地球温暖化対策税制専門委員会」を設置、諸外国における地球温暖化対策税制の導入・検討状況、我が国のエネルギーフロー及び既存エネルギー関連税制等について調査を行うとともに、平成13年12月には「我が国における温暖化対策税制に係る制度面の検討について（これまでの審議の取りまとめ）」を公表した。</p> <p><u>「事業者の自主的な環境保全活動の推進」に係る目標の達成状況</u></p> <p>環境報告書を作成している企業は、平成12年の430社（15.9%）から平成13年は579社（20.0%）へと年々着実に増加している。また、来年度新たに作成予定としている企業も347社（12.0%）あり、今後も着実な増加が見込まれる。</p> <p>環境会計を導入している企業は平成12年の356社（13.2%）から平成13年は491社（16.9%）へと年々着実に増加している。また、導入を検討している企業も580社（20.0%）あり、今後も着実な増加が見込まれる。また、環境会計情報を公表している企業数も、平成12年の235社（18.7%）から平成13年の367社（12.7%）へと着実に増加している。</p> <p>環境活動評価プログラムへの取組を促進するため、平成14年1月10日参加登録証の交付を開始した。また、近年の企業におけるグリーン購入の普及により取引先等に環境活動評価プログラム等を活用した環境マネジメントシステムの構築を求める企業も出てきており、環境活動評価プログラム等に取り組んでいる企業数は数千社に及び模様。</p> |
| <p>評 価</p> | <p><u>「経済的手法の活用」に係る評価</u></p> <p>税制改正においては、土壤汚染対策法の制定、自然公園法の改正に伴い政策上必要な税制等の導入が実現した。</p> <p>また、地球温暖化対策税制については、具体的な制度面の検討に着手した。</p> |

| | |
|---------------------------------------|---|
| | <p>一方、各分野の補助金による環境への影響についての調査検討は行って いない。</p> <p><u>「事業者の自主的な環境保全活動の推進」に係る評価</u></p> <p>環境会計を含めた環境情報開示の手段としての環境報告書は、大手企業 を中心に普及が進みつつある。また、環境報告書は、取引先（58.7%）、株 主・金融機関・投資家等（41.6%）に配布されており、環境報告書情報 が、商品選択やエコファンドにおける環境スクリーニングなど企業を環境 面で評価する際の、重要な判断材料となってきたことがうかがえる。</p> <p>また、環境省が環境報告書や環境会計のガイドラインを発行したこと により、普及・啓発という上では成果を積み重ねてきているが、環境報告書 への取組は着実に増加しているものの、未だ大手企業の1割程度に過ぎ ず、十分に普及しているとは言えない。</p> <p>環境活動評価プログラムについては、未だ参加登録数は165件に過ぎない が、地方公共団体による認証制度の実施や民間企業による活用などにより 数千社での取組が推定されるため、本施策へのニーズの存在はうかがえ る。</p> |
| <p>今 後 の 課 題</p> | <p><u>「経済的手法の活用」に係る課題</u></p> <p>今後とも規制や技術開発の動向を踏まえ、適切な税制優遇措置を講じて いくことが必要。</p> <p>地球温暖化対策税制については、具体的制度案の策定等引き続き検討を 進めることが必要。</p> <p>様々な分野の補助金については、OECD等の国際的議論も踏まえつ つ、環境への影響についての調査検討を行うことが必要。</p> <p><u>「事業者の自主的な環境保全活動の推進」に係る課題</u></p> <p>環境報告書等の一層の普及促進を図るため、規制改革推進3か年計画 （平成14年3月29日改定）において指摘されているように、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境報告書等に取り組み企業が社会から適正な評価が得られるような 、普及促進のための新たな枠組みの検討 ・比較可能性、信頼性の確保のための枠組みの確保 <p>等の課題について検討を進めることが必要。</p> <p>また、環境活動評価プログラムの改訂や中小企業における環境配慮への 取組の普及促進を進めるため、例えば地方公共団体での取組との連携や認 証制度の導入などの体制整備を進めることが必要。</p> |
| <p>政策効果 把握の 手法及び 関連資料</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度の環境省関係税制改正の結果 ・平成13年度環境にやさしい企業行動調査結果 |
| <p>添付資料 (別紙)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「環境会計ガイドライン(2002年版)」(公開草案)に対する意見の募集につ いて |

事務事業評価シート

| 施策名 | - 4 - (1) 経済活動における環境配慮の徹底 | |
|---------------------|--|---|
| 事務事業名 | 効果 及び 評価 | 主な関連予算事項、税制等 |
| ア．経済的手法の活用 | <p>平成14年通常国会で審議される環境関連の法律案等に伴い政策上必要な税制優遇措置等を実現した。</p> <p>また、地球温暖化防止対策の中で経済的手法の効果的な導入を進めるため、諸外国及び我が国の地方公共団体における税・課徴金等の経済的手法の導入及び導入に向けた検討状況等を調査するとともに、中央環境審議会に地球温暖化対策税制専門委員会を設置し、我が国の実情にあった具体的な制度面の検討に着手した。平成13年12月には「我が国における温暖化対策税制に係る制度面の検討について(これまでの審議の取りまとめ)」を公表し、今後も税制について引き続き検討を続けていく。</p> <p>一方、各分野の補助金による環境への影響についての調査検討は行っていない。</p> | <p>平成14年度税制改正</p> <p>環境政策における経済的措置検討経費 (13百万円)</p> |
| イ．事業者の自主的な環境保全活動の推進 | <p>アンケート調査に対する回答からは、環境報告書や環境会計への取組は着実に増加していることがうかがえるものの、その数は未だ大手企業の1割程度に過ぎず、一層の普及促進が必要。</p> <p>環境活動評価プログラムについても、十分な普及には至っていないため、今後一層の普及が必要である。</p> | <p>環境報告書普及促進事業 (12百万円)</p> <p>環境投資促進のための企業の環境会計実施支援事業 (39百万円)</p> <p>事業者の環境パフォーマンス評価手法に係るガイドライン策定調査 (15百万円)</p> <p>自主的環境活動評価支援事業 (14百万円)</p> <p>環境会計及び環境報告書の情報の信頼性確保の手法に関する検討調査 (15百万円)</p> |